

令和5年度中小企業者の官公需の受注機会の確保・増大のための施策の要点

令和5年7月
神奈川県産業労働局

神奈川県では、中小企業の振興に関する施策の一環として、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」の趣旨に基づき、全庁を挙げて、県内中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めています。

県では、令和5年度に中小企業者の官公需の受注機会の増大のために取り組むべき施策の要点を、令和5年4月25日に閣議決定された「令和5年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に準じて以下のとおり定め、中小企業・小規模事業者の受注機会の確保・増大に努めることとします。

1 中小企業者の受注機会の増大のための措置

(1) 官公需情報の提供の徹底

ア 個別発注情報の提供と説明

物品（物件）、役務及び工事（以下「物品等」という。）の発注に当たっては、条件付き一般競争入札案件等の発注見通し、入札結果情報等の中小企業・小規模事業者への提供を行なうこと。

また、物品等の発注を行うに際しては、中小企業・小規模事業者の入札等が円滑に行われるよう、性能、規格等必要な事項について、仕様書に明記することにより、十分な説明に努めること。

さらに、官公需に関する情報を、実情に即して電子的手段等により提供するなど、中小企業・小規模事業者の自主的努力を助長するよう努めること。

イ 官公需に関する相談体制の整備

官公需の受注に意欲的な中小企業・小規模事業者の受注能力の向上に資するよう、中小企業・小規模事業者の相談に応じ、資格登録、入札に関する手続、契約の仕組み等について情報を提供するため、主な発注機関に官公需相談担当者を設置し、中小企業・小規模事業者からの相談が円滑に行われるよう努めること。

(2) 中小企業・小規模事業者が受注しやすい発注とする工夫

ア 分離・分割発注の推進

物品等の発注に当たっては、調達を費用対効果において優れたものとすること等を十分検討（公正性についての検討を含む。以下同じ。）しつつ、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割する等、可能な限り分離・分割して発注を行うよう努めること。

また、公共工事においては、公共事業の効率的執行を通じたコスト縮減を図る観点から、適切な発注ロットの設定が要請されているところであり、こうした要請を前提として分離・分割して発注を行うよう努めること。

イ 適切な納入条件等の設定

物品等の発注に当たっては、真にやむを得ないと認められる場合を除き、直接の銘柄指定はもとより原材料等の間接の銘柄指定等を行わないこと。

ウ 知的財産権の取扱いの明記

物件及び役務の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、当該知的財産権の取扱いについて書面をもって明確にすることを努めること。また、当該知的財産権の財産的価値について十分に留意した契約内容とするように努めること。その際、契約にあたって、調達コストの適正化や著作物の二次的活用を図る観点から、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第2条第1項のコンテンツに該当し、著作権等の知的財産権の発生が含まれる場合には、発注者は当該知的財産権の全部又は一部を譲り受けず受注者に帰属させるコンテンツ版バイ・ドール契約の活用を促進するよう努めること。

エ 事業協同組合等、官公需適格組合の受注の機会の増大

中小企業庁の証明に基づく官公需適格組合制度の一層の周知徹底に努めるとともに、同組合を始めとする事業協同組合等を積極的に活用することにより、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めること。

オ 同一資格等級区分内の者による競争の確保

指名競争入札等を行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保すること等により、官公需適格組合を含む中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めること。また、一般競争入札の場合についても同様の配慮を払うこと。

なお、一括調達による発注を行う場合には、競争参加者の資格の設定に際し、中小企業・小規模事業者の受注機会の確保に配慮するため、予定価格に対応する等級の者に加え、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用を図ること。

(3) 中小企業・小規模事業者の特性を踏まえた配慮

ア 技術力のある中小企業・小規模事業者に対する受注の機会の増大

物品（物件）及び役務の発注に当たっては、技術力の正当な評価を踏まえ、技術力のある中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めること。

イ 地元の中小企業・小規模事業者等の積極活用

県内中小企業・小規模事業者等の受注機会の増大に努めるとともに、出先機関においては、地元中小企業・小規模事業者等の受注機会の増大に努めること。

ウ 中小建設業者に対する配慮

中小工事の早期発注等により施工時期の平準化を図ることによって、中小建設業者に対し特段の配慮を払い、その受注機会の増大に努めること。

また、適切な評価手法による総合評価方式を導入・拡充するよう努めることとし、さらに、地域の建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工ができるよう工事等の発注に当たっては、適切な地域要件の設定や、地域への精通度等地域企業の適切な評価等に努めること。

併せて、公共工事に関する発注に当たっては、共同による請負の適切な活用の一層の推進等により、中小建設業者に対する受注機会の増大に努めることとともに、社会貢献企業や優良工事施工業者を対象とした条件付き一般競争入札制度（インセンティブ発注）や、いのち貢献度指名競争入札制度について、積極的に活用に努めること。

エ 創意工夫のある中小企業・小規模事業者の参入への配慮

物品（物件）及び役務の発注に当たっては、新市場、新産業の創出・育成による雇用創出の重要性を考慮し、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るよう配慮に努めること。

また、既存の手法では解決が難しい社会課題に対する取組については、ベンチャー企業が提供可能な新技術及び新サービスを県産業労働局との連携のもと調査・確認し、試行としての少額による随意契約や、プロポーザル方式を活用した発注などを積極的に検討すること。

オ 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

特に人件比率の高い役務契約に対し、業務内容に応じて部分払（毎月払い等）を行うよう配慮することに努めること。

また、中小企業・小規模事業者との官公需契約における支払いまでの資金繰りに配慮し、債権の譲渡が必要と認められる場合は適切に対応すること。特に、発注者から債権の譲渡制限の意思表示がなされた場合であっても、受注者による譲渡の効力は妨げられないことと改正された民法第466条第2項の趣旨を踏まえ、中小企業・小規模事業者による資金調達の円滑化を図るために、発注者の承諾を得なかつたとしても債権の譲渡は有効であることについて、ホームページへの掲載等により中小企業・小規模事業者に情報提供するなど、資金繰りへの配慮に努めること。

(4) 適正価格での契約や価格と品質が総合的に優れた調達の推進

ア 適切な予定価格の作成

役務及び工事等の発注に当たっては、需給の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ、最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務の発注については、県の最低賃金の改定額（契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。）についても反映した額）等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切に予定価格を作成すること。

なお、ビルメンテナンス業務に係る予定価格の作成に当たっては、最新の「建築保全業務労務単価（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」を用いることに留意するとともに、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等については、特に、最新の実勢価格や需給の状況等を考慮するよう努めること。

イ 最低制限価格制度の適切な活用等

特に人件費比率の高い役務契約については、適正な履行確保の観点から、最低制限価格制度を活用するほか、低入札価格調査基準を下回る価格により落札した者と契約する場合においては、入札価格内訳書の徵収を徹底し、最低賃金額を下回る人件費でないことに留意すること。

ウ 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、年度途中の最低賃金額の改定を踏まえた予算を確保し、上記アに掲げる適切な予定価格を作成するとともに、入札金額における人件費について、契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額についても考慮した上で入札することを入札希望者にあらかじめ周知すること。また、人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項を予め契約に入れることなどにより、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮すること。

さらに、契約後において、最低賃金額の大幅な改定があった場合には契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に対し確認し、最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図るため契約金額を変更するなど、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮すること。

エ 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

公共工事の発注に当たっては、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、適切に対応すること。

また、物件及び役務の契約について、契約の途中で需給の状況又は原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、適切に対応すること。

オ 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する適切な対応

競争入札において、適格請求書発行事業者でないことのみをもって、競争入札に参加させないこととするような資格を定めることは適當ではないことに留意すること。

(5) 新規中小企業者への配慮

革新的な技術やアイデアを有するベンチャー企業が含まれ得る新規中小企業者（創業10年未満の中小企業者）の受注機会の増大を図るため、役務及び工事等における一般競争入札やプロポーザル方式等の競争的手続きを経る際には、契約の履行の確保に支障がない限り、過去の実績を過度に求めないように配慮すること。

また、少額の随意契約による場合には、契約の内容、地域特性等を踏まえ、契約履行の支障の有無に留意しつつ、新規中小企業者を見積先に含めるよう努めること。併せて、見積先が固定しないよう、小企業者を含む小規模事業者や実績が少ない新規中小企業者にも配慮すること。

(6) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者への配慮

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対し、引き続き官公需相談窓口における相談対応、納期・工期の柔軟な対応及び代金の迅速な支払、最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成及び契約金額の変更、入札参加機会の確保のための柔軟な対応、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための経費の適切な計上等の措置を行うこと。

(7) 中小企業者・小規模事業者の「働き方改革」に対する配慮

ア 中小企業者・小規模事業者が「働き方改革」に対応するため、労働時間の短縮や労働条件の改善ができるよう、納入時期の平準化や弾力化、適正な納期や工期の確保など、発注・契約条件の工夫を通じて配慮すること。

イ 上記アに掲げる事項について、官公需確保対策地方推進協議会等において、関係各機関と情報共有すること。

2 官公需に係る施策の推進

- (1) 関係各機関、法人、団体等に対し、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための施策の周知徹底に努めること。
- (2) 施策の推進に当たっては、予算の適正な執行、官公需契約の透明性・公平性の確保に留意すること。
- (3) 官公需確保対策地方推進協議会において、官公需の発注の際に留意する事項を共有すること。